

あきる野市教育委員会 2 月定例会会議録

- 1 開催日 平成 27 年 2 月 20 日 (金)
- 2 開催時刻 午後 2 時 00 分
- 3 終了時刻 午後 4 時 07 分
- 4 場所 あきる野市役所 5 階 505 会議室
- 5 日程
- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 5 号 | あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 2 | 議案第 6 号 | あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 3 | 議案第 7 号 | あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 4 | 議案第 9 号 | あきる野市特別支援教育推進計画 (案) について |
| 日程第 5 | 議案第 10 号 | 平成 26 年度あきる野市教育委員会所管予算 (第 7 号補正) について |
| 日程第 6 | 議案第 11 号 | 平成 27 年度あきる野市教育委員会所管予算について |
| 日程第 7 | 報告事項 (1) | あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正について |
| 日程第 8 | 報告事項 (2) | あきる野市図書館ホームページ広告掲載取扱基準について |
| 日程第 9 | 教育委員報告 | |
- 6 出席委員
- | | |
|----------|---------|
| 委員長 | 山城 清 邦 |
| 委員長職務代理者 | 田野倉 美 保 |
| 委員 | 丹 治 充 |
| 委員 | 宮 田 正 彦 |
| 教 育 長 | 宮 林 徹 |
- 7 欠席委員 なし

8 事務局出席者	教 育 部 長	森 田 勝
	指 導 担 当 部 長	肝 付 俊 朗
	生 涯 学 習 担 当 部 長	山 田 雄 三
	教 育 総 務 課 長	小 林 賢 司
	教 育 施 設 担 当 課 長	丸 山 誠 司
	指 導 担 当 課 長	西 山 豪 一
	学 校 給 食 課 長	木 下 義 彦
	生 涯 学 習 ス ポ ー ツ 課 長	関 谷 学
	ス ポ ー ツ ・ 公 民 館 担 当 課 長	岡 野 要 一
	図 書 館 長	松 島 満
	指 導 主 事	梶 井 ひとみ
	指 導 主 事	瀧 澤 久 雄

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

委員長（山城清邦君）

こんにちは。時間になりましたので、あきる野市教育委員会 2 月定例会を開催いたします。

本日は、教育委員が全員出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

本日は、傍聴のご希望がありますので、許可いたします。

それでは、議事日程に従いまして会議を進めてまいります。

会議録署名委員の指名については、宮田委員と丹治委員を指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 5 号あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第 5 号あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。

教育部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第 5 号を説明させていただきます。

提案理由につきましては、秋川流域視聴覚教育協議会の解散などに伴い、あきる野市教育委員会の事務分掌を整備する必要が生じたので、あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を次のとおり改正するため、委員会の承認を求めるところでございます。

改正内容であります。秋川流域視聴覚教育協議会が昨年 9 月 1 日に解散されましたので、別表、教育部の部指導室の款指導係の項中第 10 号、これがこの協議会でございます。これを削りまして、そのほか項ずれなどの改正を行うものでございます。

そして、もう一点が平成 26 年 4 月 1 日に施行されましたスポーツ推進審議会条例の規定によりスポーツ推進審議会が設置されましたので、同部、生涯学習スポーツ課の款スポーツ推進係の項中に「(2) スポーツ推進審議会に関すること。」を加えまして、そのほか項ずれの改正を行うものでございます。

附則としまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

それでは、質疑に入ります。何かご質問ありましたらどうぞ。

《なし》

委員長（山城清邦君）

これは事務的な改正になるのですよね。

教育部長（森田 勝君）

はい。

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第1 議案第5号あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第5号あきる野市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 議案第6号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を上程します。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第6号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。

指導担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についての提案理由を述べさせていただきます。

東京都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則、平成27年東京都教育委員会規則第3号が平成27年1月16日に公布及び施行されたことに伴いまして、本市の規定を整備する必要があるため、あきる野市立学校の管理運営に関する規則（平成7年あきる野市教育委員会規則第8号）を一部改正するものでございます。

以下のように改正するものでございます。第17条中に「有益適切と認められる教科書」を「文部科学大臣の検定を経た教科用図書若しくは文部科学省が著作の名義を有する教科用図書又は法規則第9条に規定する図書（以下「教科書」という。）」に改め、「教材」という。）の次に「で、有益適切なもの」を加えるというものでございます。

それから、第18条第1項中の「次の各号の」を「次の」に改める。

そして、第19条第1項中「教科書の発行されていない教科、科目の主たる教材として使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）については」を「教材を使用する場合、次項各号に規定するものを除き」に改め、同条第2項第1号中「又は準教科書」を削り、「あわせて」を「併せて」に改めるというものでございます。

東京都の管理運営規則の変更に伴いまして、文言の修正ということで本市の管理規則を変えるものでございます。

附則として、この規則は、公布の日から施行するということになります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

何かご質問がありましたら、どうぞ。

私のほうからよろしいですか。準教科書というのは、特別支援用の教科書になるのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

違います。これは、義務教育学校には準教科書と呼ばれるものはもうないです。高等学校で使われるものです。

委員長（山城清邦君）

この東京都の教育委員会規則というのは、各都道府県同じような形式でつくられているものなのでしょうか。今回、「有益適切と認められる教科書」が規則に追加されましたよね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。

委員長（山城清邦君）

検定を経たものなど、限定的になってきたのかなという気がします。ほかの都道府県も同じような流れで動いているのでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

はい。採択の定義を合わせて、教科書の定義を明確にするということが改正の目的でございます。ほかの都道府県についても、確認はしておりませんが、同様な扱いになるものと予想されます。

委員長（山城清邦君）

文科省から、こういった文言を加えなさいなど、そういった指導が全国に対してされたんでしょうか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

文科省から指導されたというものではございませんが、あくまでも都の管理運営規則を現状に合わせて改正するということになります。

委員長（山城清邦君）

現状が変わるものではないわけですね。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうですね。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、終了いたします。

日程第2 議案第6号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第2 議案第6号あきる野市立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第3 議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則についての議案を提出いたします。

説明は、生涯学習担当部長よりいたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、提案理由でございます。視聴覚資料の貸し出し点数を増やし、利用者サービスの向上を図るため、あきる野市図書館運営規則の一部を改正する必要が生じたので、委員会の承認を求めるところでございます。

視聴覚資料の貸し出し点数につきましては、現在視聴覚資料全体で2点となっております。貸し出し点数を増やしてほしいという要望も多数いただいております。

このほど図書館システムの更新に伴いまして、視聴覚資料を音声資料のCDなどと、映像資料のDVDなどに区分して管理することができるようになりました。利用者サービスの向上を図るという観点から、音声資料と映像資料それぞれ貸し出し点数を2点以内、したがって合計で4点以内に増やすことにいたしました。このことに伴いまして、提案理由で申し上げたとおり規則の一部改正をするものでございます。

また、改正する規則の内容については、第8条第2項第2号及び第9条第2項第2号中「2点以内」を「音声資料2点以内及び映像資料2点以内」に改めるものでございます。

附則としまして、公布の日から施行するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたら、どうぞ。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

市民にとっては2点から4点に増えるという点では、非常に有効に活用されるのではないかと思います。CDやDVDの在庫は、何セットぐらい同じものを揃えているのでしょうか。その辺わかりましたら、お教えいただければと思います。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

同じものを複数セットでは、余り多くは持っておりません。CD、カセットの所蔵件数につきましては、CDが7,401点、カセットが168点で、音声資料のほうは7,569点、平成25年度末の蔵書になっております。それから、映像資料が、DVDが4,307点、ビデオが118点の4,425点です。なるべくタイトルは重ねずに、多くの資料を用意できるよう所蔵しております。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

どうぞ。

委員（丹治 充君）

例えば、借りに来た方が求める資料が既に貸し出されているということがあるかと思えます。そういった貸し出し頻度はいかがですか。

図書館長（松島 満君）

個人の貸し出しの実態としましては、25年度の実績で3万8,734点の貸し出しがございます。資料が貸し出し中のものについては、予約等をかけていただき、貸し出しから戻ってきたら次の方にご利用いただくということで対応させていただいております。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（丹治 充君）

はい。

委員長（山城清邦君）

他にご質問ございますか。よろしいですか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

質問ですが、本を借りて借りっ放しで、結局弁償してもらったという本が各館であると思います。CDやDVDなどは表面に傷がついたりするだけでも価値的になくなると思います。貸し出し点数が多くなることで、借りた人が弁済する、弊害が多くなるということはないのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

貸し出し点数が多くなれば、それだけ多くの方に回りますので、割合が増えないということはないと思います。現在でも、CD、DVDを操作段階でどうしても傷つけてしまうということがあります。図書館のほうでクリーニングセットを用意しまして、盤面を研磨に出しまして再度提供できるような状態に持っていくという取り組みをさせていただいております。盤自体を割ってしまった場合には、弁償をさせていただいております。DVDにつきましては、著作権の関係で非常に高額になっておりますので、破損については修理も考えさせていただいております。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい、ありがとうございます。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、これ以上質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第3 議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第3 議案第7号あきる野市図書館運営規則の一部を改正する規則は、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第4 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（案）についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（案）についての議案を提出いたします。

肝付部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

では、提案理由を述べさせていただきます。

あきる野市における特別支援教育を意図的・計画的に推進するために、別紙「あきる野市特別支援教育推進計画（案）」を作成しました。3月1日からパブリックコメントを実施するために、委員会の承認を求めるものでございます。

なお、このあきる野市特別支援教育推進計画（案）につきましては、指導担当課長より説明をさせていただきます。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

それでは、ご説明させていただきます。

1 1月の教育委員会で、報告として推進計画の素案につきまして既に配付させていただいております。その後、2月2日に特別支援教育検討委員会第2回が行われまして、さらに文言の修正や一部追加したものなどがございます。大きく変更したところを中心に、ご説明させていただければと思っております。

まず、4ページ目になります。第2章のこの推進計画の基本的な考え方というところの2番目、特別支援教育における五つの視点というところですが、こちらは以前お渡しした素案では三つの視点となっております。視点の2と5を追加させていただきました。視点2は幼稚園、保育所、小学校、中学校等の体験的な交流を通して、そこから子供たちの発達段階に応じた理解を深めていく、子供たち同士でもそういうところから日常的にできればいいんじゃないかというところですが、それから視点5は、やはり学校だけでは進められないので、保護者や地域、市民に対しても啓発していく必要があるのではないかと、この2点を追加させていただいております。

それから、少し飛びまして、13ページ目、第4章になります。ここまでは大きくそれぞれの関係する各課で行っている取り組み状況を記載してあります。第4章から、あきる野市における具体的な施策として計画にのっとった取組を記載しております。以前は3番目の就学前の推進計画から始まっておりました。その前に、1として推進方針、2として推進体制を、この推進計画に基づいた取り組みがどのように進められているかを先ほどお話しした検討委員会の中で確認をし、さらに充実していく形でこの中に明記させていただいております。

続きまして、15ページになります。大きな変更はありませんが、まず1つは教員等の研修の充実ということで、検討委員会の中でも指導者側がしっかりとこの特別支援をより深く理解していく必要があるというご意見もいただきました。今現在これだけのことを行っていますが、内容的な充実を図っていきたいと考えております。

それから、5番目でございます。就学（転学）、入級相談の実施に、2行目を追加させていただいております。内容につきましては、教育委員会、学校、保護者、本人で就学等に関して合意形成が図られるようにということで、この部分が今後大きなポイントになってくるところでございます。なるべく保護者の思いに沿った形、本人の実態に応じた形で就学先等を考えていくんですが、それに伴いましてやはりお互いにしっかりと納得しながら進めていくということがとても大事だと言われておりますので、この合意形成が図られるようにということが追加されております。

最後の16ページには、7番目で特別支援学校との交流、8番目で東京都のほうで今進めている特別支援教育についても、あきる野市としても調査研究を行っていくということが書かれております。

最後の幼児教室というところは、以前平成22年度から進めていたものです。先ほどの方針の中でも今後研究していくという形で書かせていただいておりますので、用語の説明

を16ページに載せさせていただいております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問、あるいはご意見ありましたらどうぞ。

委員（宮田正彦君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

14ページの小・中学校時の推進計画についてです。特別支援教育コーディネーターを充実させるということですが、現在中学校でもそういう制度がありますが、あきる野市内の小中学校にどのぐらいの人数がいるものなのか、教えていただければと思います。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

手元に資料がないので、正確な人数をお答えできませんが、各学校におおむね2名から3名程度のコーディネーターがおります。その中で、特に力がある者に関しましては、チーフコーディネーターに位置づけております。ただ、学校によっては、5名、6名いるところもあれば、今お話ししましたように2名というところもございます。全校で4名以上にはしていきたいということでこの計画を立てさせていただいております。

これに関しましては、特に試験を受けてなるというものではなく、研修をしっかりと受けて、その研修を受けた者については認定をするという形をとっております。ただ、一度研修を受ければそれで良いかというところではなく、毎年行われております夏の研修等を積極的に受けることでより指導力の向上を図っていきたいと考えております。

以上です。

委員（宮田正彦君）

ありがとうございました。

教育長（宮林 徹君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

教育長。

教育長（宮林 徹君）

特別支援教育は、あきる野市が取り組み始めて10年になろうとしています。私が求めている基本的なスタイルは、全ての先生が特別支援教育のコーディネーターになるということです。全ての先生が教育相談的に子供とかかわっていける、カウンセリングマインドを持った先生を教育していきたいと。それがまさにあきる野市の特別支援教育のベースだと考えているので、全ての先生が研修を積んでコーディネーターになってもらうというの

が目標です。各校に3人、4人ではなくて、全員がこの力を持っていたら、必ず変わるはずですよ。それをずっと言い続けているんです。そうはいつでも全員がすぐにはなれないけども、試験を受けるわけでもなく、研修を一生懸命すれば、必ず、なるほど、こういうかわりをしていくことが教師として大事なんだということに気づくはずなんです。だから、その研修は徹底してやっつけようとしているという考え方です。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

私も、今教育長がお話しになられたことというのは、異動も当然ありますから、場合によっては市外から異動してきた先生方について、しっかり研修をすることによって根づいていくのではないのかなど。他市あるいは国に比べてこういうあきる野市の方針があるんだということは、とって大事な視点だと私は思います。ぜひまたどこかでご検討いただければと思います。

13ページの推進方針の中で、先ほど幼児教室について今後各部署で研究していくということでした。既に先進的に22年から24年度にかけて実施されていましたが、この推進計画の中でまた新たに上げられた、その必要性についてお伺いできればと思います。よろしくをお願いします。

委員長（山城清邦君）

幼児教室のことですね。

委員（丹治 充君）

はい。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今の幼児教室についてお答えさせていただく前に、市外から異動してきた教員対象の研修について先にお話しさせていただきます。

夏に行われております特別支援教育研修会には、他市区、それから新採の教員は必ず受けるようにということで呼びかけはしております。さらに充実していきたいと考えております。

今ご質問のありました幼児教室ですが、最後のページにもございますが、内容といたしましては、発達に課題があると思われるお子さんを数名集めて、その子たちへの指導を通して、1つ目はその子供たちの集団になじむ力を高めていくということ、2つ目は参観している保護者がどういうふうに接していけばよいかというのを学ぶ視点、そして3つ目は本市においては若手教員の研修の場としても活用しておりましたので、それを参観することによって実際の学級の中でどのようにかかわっていけばよいかというのを学ぶ場として、その3点を目的に行っておりました。ただ、運営上の課題があって現在できてはおりませんが、今丹治委員からもお話ありましたように、検討委員会の中でも、これは特にそういう趣旨からしてもやはり充実して、さらに実際にまた復活してもらいたいというような声もございました。今回この推進計画を立てるに当たりましては、教育委員会だけではなく、

健康福祉部からも参加していただきながら、いろいろ協議をしているところでございます。
この関係部署という部分につきましては、教育委員会と、それから健康福祉部などでも研究して、よりよい方法があるかどうかということは今後模索していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

推進計画を見させていただきました。今回小中学校だけでなく、幼稚園、保育園から継続して発達段階に応じて障害について学ぶ環境を整えていくとか、あるいは視点として、当事者だけでなく、周りの保護者や地域、市民の方にもその啓蒙活動を続けていくというのは、非常にいいことだと思います。私の勉強不足もあるのですが、11ページの17番で保護者・市民への啓発活動ということで、今現在やっつけやりのことを書いていただいております。市民に対しての研修やユニバーサルマラソン、映画上映会などを実施しているとありますが、具体的にどのような形で行われているのか教えてください。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今のご質問につきましては、主に障がい者支援課で管轄している内容でございます。12ページの先頭に人数等を載せさせていただいておりますが、毎年必ずやっているというのではなく、例えば講師を招いて、そこで話を聞いたりするような全体研修会であったり、ユニバーサルマラソンというような形で呼びかけをして、マラソンへの参加を促したり、あとは特別支援にかかわる映画を上映して、見てもらうという形で障がい者支援課が進めているものでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今、障がい者支援課が主催でこういった事業を行っているということでしたが、市民への周知の方法としては市広報などになるのでしょうか。

指導担当課長（西山豪一君）

はい、そういったものに載せることになります。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

ありがとうございます。

もう一つよろしいですか。

委員長（山城清邦君）

どうぞ。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

先ほど、特別支援教育コーディネーターのお話の中で、全ての先生がそういった教育ができるようになるのが理想というお話でした。実際問題として、補助員の方が実際に特別支援の必要な児童や生徒にかかわる機会がすごく多いかと思います。その補助員の方や介助員の方の研修も教員と同様に頻繁に行われているものなののでしょうか。

委員長（山城清邦君）

西山課長。

指導担当課長（西山豪一君）

今ご質問のあった件につきましては、例えば先ほどこちらのほうでも成果をお話しさせていただきましたが、10ページに教員等研修会というところがございます。こういった中に、記載はないんですが、例えば仮教員や教員補助員などにも参加の呼びかけをしてもらっています。ただ、勤務にはなりませんので、勉強したいという方について積極的に参加してくださいという形で呼びかけはしております。さらには、それ以外ではなかなか研修会という形では今現在位置づけてはないんですけれども、各学校の中で特別支援コーディネーターから指示を受けてどの様にやっていけばよいかというのを日常的に校内オリエンテーリングの一つとして取り組んでいるというのが現状でございます。

委員長（山城清邦君）

よろしいですか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

はい。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

委員（丹治 充君）

もう一点よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

学校教育の中で特別支援教育が推進され、年々充実が図られていくということは大変結構なことだと思います。例えば、これが学校教育または中学校教育を終えた段階で、今度は生涯教育とうまくリンクさせていくよう、最終的には基本は地域で生きるということに結びつくのだろうと思います。その辺の連結をどこかで考えていただければ、大変ありがたいなと思います。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

それでは、私のほうから。5ページに特別な支援が必要な園児の状況というのがあります。そして、ここに幼稚園における対象児、保育園における対象児の数字が載っております。私

の知る限りでは、おそらく幼稚園における対象児というのはきちんとした診断書が出されているお子さんのことだろうと思います。これが非常に大事なことでして、診断書が出されることによって市あるいは東京都の公的な人件費の補助金が出るんですね。例えば、マンツーマンが必要な場合にはそういった職員の人件費に充当する補助金があります。しかし、いわば特別支援教育の入り口である保育園、幼稚園で今かなり困っているのは、診断書をいただいでくれる方はいいんですが、実はそこまでご理解いただくまでがかなり大変な実情があります。例えば、診断書はないけれども、どうしても人的な手当てをしないと日常の保育ができないという場合があって、その場合、現状はどういうことになっているかといいますと、保育園、幼稚園の単独の自己負担で対応しているということになります。この辺が、現実と制度とのギャップが今あります。そこで、学校へ行く前の就学相談になってだんだん話が具体化してくることが多いんですが、例えば2歳、3歳、4歳ぐらいではなかなか具体的な話が煮詰まらないんですね。結局は園が持ち出しでその人件費負担をしているという実情がありまして、この辺は何とかしていただけるとありがたいなというような気がしております。

関連しまして、6ページ(2)の通常の学級における特別な支援が必要な児童・生徒の状況に、数字が載っております。学校訪問をさせていただきまして各教室回っておりますと、補助の先生がついているクラスがかなりあるように感じます。こういった場合にそういった補助の職員の人件費というのは市の単独負担になっているんでしょうか、それとも都なり国なりの財政負担があるのでしょうか。

西山課長。

指導担当課長(西山豪一君)

今ご質問のありました6ページの通常の学級における特別支援が必要な児童・生徒に関しましては、教員補助員が対応しております。特別支援学級介助員は特別支援学級に配置しておりますので、教員補助員は通常の学級でも活用することができるということで、例えば学校からこのお子さんについては少し特別な支援をしたいと要望が来た場合に、市のほうで持っている予算の中で、限られた時間にはなりますが、各学校に配置して、活用させるということはやっております。

委員長(山城清邦君)

市の単独負担ということですか。

指導担当課長(西山豪一君)

そのとおりです。

委員長(山城清邦君)

わかりました。

教育長。

教育長(宮林 徹君)

教員補助員というのは、学力と特別支援のための2通り配置されているんです。市の予算でやっているんですけど、これは大変なことなんです。

委員長(山城清邦君)

そうですね。

いずれにしても、こういう計画推進していくためにはマンパワーと、それから専門的知識と両方必要となってきますから、大変ですよ。全体像をこういった計画で示されるのはとても大事なことだと思います。

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第4 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（案）については、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第4 議案第9号あきる野市特別支援教育推進計画（案）につきましては、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第5 議案第10号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第10号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）についての議案を提出いたします。

教育部長と生涯学習担当部長、それぞれ分けて説明いたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第10号の説明をさせていただきます。

まず、提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）について、委員会の意見を求めるものでございます。

学校教育関係については私から、生涯学習関係については山田部長から説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、歳出予算書に基づいて説明をさせていただきます。10教育費、02小学校費、02教育振興費168万8,000円の増額につきましては、教育総務課におきます小学校教育振興経費の補正を行うものであります。まず、備品購入費21万円につきましては、大正琴扇靖流の家元、岩佐扇靖氏から多西小学校の教育事業のために20万円の指定寄附があったため、この寄附金を活用し、多西小学校の教育振興に係る備品を購入するものでございます。内容的には鼓笛隊の楽器を購入する予定でございます。

また、就学援助費147万8,000円につきましては、申請して認定された者が当初

見込みより多かったことに加えまして、消費税増額に伴う学用品等の単価が値上がりしたことによりまして増額したものでございます。

次に、03中学校費、02教育振興費142万3,000円の減額につきましては、中学校教育振興費における就学援助費を減額するものでございます。この点につきましては、消費税の増額に伴う学用品等の単価の値上がりがあったことにより増額があったものの、認定者が当初見込みより少なかったことや認定をしたが不登校に伴う給食の停止あるいは修学旅行の不参加などにより減額をするものでございます。

学校関係の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

では引き続きまして、04社会教育費についてご説明をします。

01社会教育総務費29万2,000円の増額でございます。これにつきましては、アートスタジオ五日市運営経費でございます。修繕料29万2,000円につきましては、版画作成用プレス機の修繕でございます。補正理由ですが、施設の老朽化に伴い、版画作成に必要なプレス機の不具合が生じ、版画制作に支障が出ております。このリトグラフ用のプレス機がないと、リトグラフ等の作品が作成できないと。毎年アートスタジオ五日市に3名招聘しておりますが、招聘する際にジャンルを限定しなければならなくなってしまいます。招聘活動に支障が出るということがありますので、至急修繕をする必要性がありました。このため、このほど補正をさせていただくものでございます。事業費につきましては、補正前の額が331万3,000円、補正額が29万2,000円、補正後の額が360万5,000円になります。

続きまして、その下、05図書館310万6,000円の減額でございます。まず、上段でございます。中央図書館運営管理経費、説明につきましては図書館システム借上料205万2,000円の減額でございます。これにつきましては、実は図書館システムの更新時期の変動がございまして、旧システムの機器を4カ月間予定より長く再リースすることになりました。そのため、新システムの機器借り上げ料との差額が生じたものでございます。

続きまして、図書館資料購入費1万2,000円、こちらは利用者の方の寄附金対応、指定寄附ということになります。これにつきましては、本人のご希望に沿いまして図書館資料の購入をするということで現在調整をしているところでございます。

続きまして、一番下の段でございます。中央図書館維持管理経費、空調設備保守点検委託料106万6,000円の減額でございます。こちらは、契約差金による減額でございます。平成26年度は、中性能フィルターの交換実施年に当たっております。交換は3年に1度ということになっておりまして、26年度が該当となります。フィルター交換にかかわる経費の見積額が230万円でございます。それを上乘せして計上したところ、契約段階で差金が生じたことによるものでございます。こちらにつきましては、補正前の額が3,293万7,000円、補正額が106万6,000円、補正後の額が3,187万1,000円となります。

説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長（山城清邦君）

説明が終わりました。

ご質問ありましたら、どうぞ。

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

教育振興費ですが、就学援助費が小学校は見込みよりも多く、中学校は見込みよりも少ないということで補正をするということですが、差し支えなければ就学援助費を受けている人数と、見込みを前年度実績で立てるのかという、その2点をお聞きしたいと思います。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

まず、人数ですが、小学校は当初、昨年の実績を見て見込み人数を661人としておりました。この見込み人数が28人増加し689人になっております。中学校につきましては、当初見込みが382人だったのが、見込み人数が12人減の370人となっております。ただ、中学校につきましては、先ほど部長が説明したとおり、認定は受けたんですが、不登校になったり修学旅行に行かなかったりなどございました。その場合は給食費と修学旅行費は支払いませんので、その分が余り、今回の結果になっているということでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

アートスタジオで使うプレス機についてですが、機械の老朽化で修繕したということではないんですか。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

そうです。

委員（宮田正彦君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

私からよろしいでしょうか。就学援助についてですが、学校訪問をしておりますと、増えているという話をよくお聞きするんですが、やはり増加傾向にあるんでしょうか。

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

はい、増加傾向にあります。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ございますか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第5 議案第10号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）について、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第5 議案第10号平成26年度あきる野市教育委員会所管予算（第7号補正）については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第6 議案第11号平成27年度あきる野市教育委員会所管予算についてを上程いたします。

提出者は説明をお願いいたします。

教育長。

教育長（宮林 徹君）

議案第11号平成27年度あきる野市教育委員会所管予算についての議案を提出します。

教育部長並びに生涯学習担当部長より説明いたします。

委員長（山城清邦君）

森田部長。

教育部長（森田 勝君）

それでは、議案第11号の説明をさせていただきます。

まず、提案理由につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、平成27年度あきる野市教育委員会所管予算について、委員会の意見を求めるものでございます。

次のページをご覧ください。資料1でございます。平成27年度教育予算の概要でございます。まず、平成27年度一般会計予算の構成でございますが、市の一般会計予算の総額は325億881万3,000円で、そのうち教育費は30億4,689万5,000円でございます。一般会計に占める割合は9.37%でございます。一般会計予算の総額につきましては、平成26年度当初予算と比較しまして20億7,154万8,000円、率にしまして約6.8%の大幅な増となっております。主な要因としましては、新規事業として土地開発公社の清算事業がございまして、これにより大幅な増となったものでございます。なお、今回の一般会計予算の総額は、合併以来最大の予算規模となっております。

次に、中段の平成27年度教育予算をご覧ください。この表につきましては、平成27年度の教育費の項別予算の平成26年度との比較でございます。まず、区分の項別予算をご覧ください。増減率が高いものとしたしましては、社会教育費をご覧ください。2億8,908万6,000円の減額、率にして32.5%の減、この要因としたしましてはキララホールとルピアの空調設備工事費の減額が主な要因でございます。また、小学校費では7,765万5,000円の増額、率にしまして17.11%の増につきましては、小学

校整備事業経費といたしまして非構造部材の耐震化工事、水飲栓直結給水化事業、AV調整卓の改修工事、五日市小学校の体育館の屋根防水改修工事などが増額となった主な要因でございます。中学校費では5,450万8,000円の増額、率にしまして16.18%の増につきましては、非構造部材の耐震化工事、水飲栓の直結給水化工事などが主な要因でございます。

以上の項別の増減などによりまして、教育費の総額の比較では1億3,726万円の減額、率にして4.31%の減でございます。

そのほか下段に5年間の教育予算の推移を示してございます。

次のページをお開きください。教育費の内訳としまして、科目ごとに平成26年度と比較を行ってございます。

続きまして、次のページ、資料2、A4横版の平成27年度事業別予算（内示額）をご覧ください。これは、内示額ベースで事業別予算の内訳を示してございます。この表につきましては、左から事業名称、平成27年度、26年度の予算額、増減額、増減率、そして備考になります。丸印につきましては主な新規事業、四角印につきましては主な予算の変動事由を記載してございます。

主なものにつきましては、学校教育は私から、生涯学習は山田部長から説明させていただきます。おおむね増減額が100万円以上のもの、また特徴的なものについて説明をさせていただきますと思います。

それでは、表の10教育費、01教育総務費、02事務局費の教育委員会事務局庶務一般経費545万8,000円につきましては、庁用自動車として軽貨物車1台を購入するための経費として120万円増額するものでございます。この点につきましては、現在管理をしているサニーが耐用年数に達したため、買い替えをするものでございます。

同じく事務局費の小規模学校対策事業経費952万1,000円につきましては、五日市小学校におけるスクールバス運行委託料についてでございます。これにつきましては、道路運送法の改正により一般貸切旅客自動車運送事業の安全性を高めるため、運賃などが値上げしたことにより190万9,000円の増額を行ってございます。

1枚めくっていただきまして、次に03教育指導費、教育指導一般経費、3,133万円につきましては、小学校で平成27年度から新たな教科書が選定されます。これに伴い教師用の教科書指導書の購入費といたしまして1,754万7,000円増額するものでございます。

次に、周年記念事業経費10万円につきましては、平成27年度については40周年記念事業として一の谷小学校1校でございます。そして、平成27年度からはこの周年事業の経費として50年、100年といった年数には30万円といたしますが、これ以外については10万円に見直すものでございます。これによりまして140万円の減額となったものでございます。

また、学力向上パートナーシップ事業経費と理数フロンティア校事業経費につきましては、平成26年度において事業が完了し、言語能力向上推進事業経費につきましては179万7,000円を減額してございますが、これにつきましては事業名を変更し、今後6月補正で予算化を予定しているものでございます。

次に、人権尊重教育推進校事業経費 35万7,000円につきましては、この事業が26年度当初予算編成後に南秋留小学校が採択され、平成26年6月補正で対応した経緯がありますので、皆増の扱いとなっております。ちなみに、この事業につきましては平成26、27年度の2カ年事業でございます。人権尊重の理念の定着とあらゆる偏見や差別の解消を目指すため、都の受託事業を活用して人権教育を推進するものでございます。

次に、02小学校費、01学校管理費、小学校維持管理経費9,734万2,000円です。まず光熱水費153万8,000円の増額につきましては、小学校のエアコン用LPGについて平成26年度の実績を踏まえて増額するとともに、27年度には20台設置される防犯カメラ用の電気代が追加されたものでございます。また、防犯カメラ設置工事といたしまして平成26年度に5台設置をいたしますが、これに引き続きまして15台の防犯カメラの設置経費として568万7,000円を計上したものでございます。

その下の小学校維持管理一括経費9,614万4,000円につきましては、光熱水費が127万7,000円の増額となっております。この点につきましては次の3ページ下段の03中学校費、01学校管理費の中学校維持管理一括経費における光熱水費127万7,000円の減額とあわせて対応したものでございます。この点につきましては、平成26年度から小中全校でガス式エアコンが稼働した中で、各学校の契約電力や使用電力に変動があったため、平成26年度の実績値を考慮した結果、中学校費で127万7,000円を減額し、小学校費を127万7,000円増額したものでございます。

また、2ページの小学校管理用コンピュータ経費1,211万4,000円につきましては、パソコン等借り上げ料を227万9,000円増額しています。これは主に教師用パソコンを22台借り上げるものでございます。これにより教師用のパソコンを100%配備することになるものでございます。

次のページ、02教育振興費の小学校教育振興経費7,683万7,000円につきましては、消耗品費を201万5,000円増額してございます。この点につきましては、03学校保健衛生費の小学校学校保健衛生経費における消耗品費の191万1,000円の減額とあわせて対応したものでございます。これにつきましては、03の学校保健衛生費につきまして、平成26年度までは学校保健体育費として体育に関する消耗品費を計上してございましたが、そもそもこの経費は体育の授業のために使われる経費でございまして、教育振興費に計上することとし、それぞれの費目の増減を行いました。さらに科目名の学校保健体育費から体育を削除しまして学校保健衛生費に改めたものでございます。

次に、04学校整備費の小学校整備事業経費1億1,987万2,000円につきましては、全体で6,611万7,000円の増額でございます。内容といたしましては、非構造部材耐震化工事の監理委託料426万円と工事費4,024万円の増額は、全校の体育館の非構造部材、これは照明、スピーカー、天井等の工事を行うものでございます。また、水飲栓直結給水化工事監理委託料100万円と工事費2,700万円の増額につきましては、南秋留小学校において26年度の設計に引き続き整備を行うものでございます。

次に、AV調整卓改修工事の5,400万円につきましては、南秋留小学校の放送室の改修を行うものでございます。

体育館屋根防水改修工事2,268万円は、五日市小学校の体育館の改修を行うもので

ございます。

そして、校舎外壁改修工事400万円につきましては、平成26年度に特殊建築物の検査により外壁にクラックなどが入っていた西秋留小学校、屋城小学校、草花小学校、そして増戸小学校で改修を行うものでございます。

その他整備工事200万円の減額につきましては、五日市小学校の体育館屋根防水改修工事に充当するため減額をしたものでございます。

次に、03中学校費、01学校管理費の中学校維持管理経費4,700万2,000円につきましては、備品購入費が198万7,000円増額してございます。これは大型プリンター、そして学校図書館用回転式書架などの購入費で計上しているものでございます。

次のページをご覧ください。02教育振興費、中学校教育振興経費7,307万6,000円につきましては、消耗品費を550万2,000円増額しております。まずは学校図書館の図書、そしてこれらの図書の装備代、これはブックカバーやバーコードの設置などの経費を計上しているものでございます。

そして、先ほど小学校費で説明させていただきました学校保健体育費から体育費が教育振興費へ移行し、学校保健衛生費と科目を変更したことと同様に、03学校保健衛生費の中学校保健衛生経費の消耗品費199万7,000円が減額され、これを教育振興費の消耗品費に改めたものでございます。

次に、04学校整備費の中学校整備事業経費1億216万6,000円につきましては、全体で5,095万9,000円の増額でございます。内容といたしましては、防火区画等改修工事設計委託料の230万8,000円の増額につきましては、秋多中で整備するものでございます。平成27年度設計し、28年度に工事を行うものでございます。

次に、非構造部材耐震化工事の監理委託料274万円と工事費3,466万円の増額につきましては、全校の体育館、クラブハウスの非構造部材の工事を行うものでございます。

そして、水飲栓直結給水化工事監理委託料127万6,000円と工事費4,100万円の増額は、東中における工事で、平成26年度の設計に引き続きまして整備を行うというものでございます。

次に、校舎外壁改修工事400万円の増額につきましては、平成26年度に特殊建築物の検査により外壁にクラックなどが入っていました秋多中、西中、御堂中、五日市中において改修を行うものでございます。

そして、プール本体塗装工事の296万5,000円の減額につきましては、五日市小学校の体育館屋根防水改修工事に充当するため減額をしたものでございます。

それでは、ページをおめくりください。7ページの06学校給食費、01給食総務費の給食センター運営一般経費（秋川）をご覧ください。この中の非常勤職員賃金の106万9,000円の増額につきましては、1名の再任用職員の減員に伴いまして非常勤職員1名の増員を図るものでございます。

次に、給食センター管理業務経費（秋川）の食器等自動立体浸漬装置借り上げ料の136万5,000円の増額につきましては、秋川第二給食センターにおいて食器等の洗浄作業を効率的に行うため、洗浄機に入れる前に食器等を水につけてから洗浄機に入れていく作業を自動で行う装置を導入するものでございます。これによりまして、作業のための人

員が省けることとなります。

次に、秋川第一・第二学校給食センター改修工事の650万円の減額につきましては、平成26年度に実施しました建物の耐震化のための煙突のカット作業と受水槽の撤去工事がございます、その部分が減額をしたものでございます。

次のページの02給食事業の学校給食事業経費（秋川）の消耗品費118万円の増額につきましては主に蒸し器箱の老朽化により、買いかえをするものでございます。

次に、学校給食事業経費（五日市）の賄い材料費263万5,000円の減額につきましては、五日市地区の児童生徒数の減少により減額するものでございます。小学生で37人、中学生で20人の減少を見込んでいるものでございます。

以上が資料2の学校教育関係の主なものでございます。

そして、その後に参考資料でございますが、歳入歳出の詳細資料としまして見積もりの内示額の集計結果を示してございます。

学校教育関係は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

それでは、社会教育費について私のほうからご説明させていただきます。

今の資料5ページをまずお聞きください。まず初めに、生涯学習所管の予算につきましては、先ほど教育部長が申し上げたとおり、対前年と比べて大きく減額しております。ご説明のあったとおりキララホールやルピア、あと市倉家の屋根の補修など、そういった大きなものを26年度に行ったために27年度は減額しております。27年度の主な増額した事業としては、後でご説明しますが、何といたっても地芝居サミット開催のための経費、こちらが大きなものかなという特徴でございます。

それでは、5ページでございます。教育部長と同様な説明をさせていただきます。主に100万円以上増減した事業等についてご説明をさせていただきます。

10,04,01、アートスタジオ五日市運営経費でございます。こちらにつきましては、備考を見ていただきますと、エアコン改修工事が104万3,000円の増です。こちらについては、戸倉にあるアートスタジオ五日市のエアコンについて、室外機の音が大きく、かねてから近隣から苦情が出ている状況が続いておりました。そのことを含めて、エアコンの改修工事を新年度予算で行うというものでございます。

続きまして、02文化財保護費のうち先ほど説明しました全国地芝居サミット開催事業経費でございます。これにつきましては、実行委員会形式で運営をするということになっておりまして、市からは実行委員会への補助金として1,895万7,000円を支出してございます。今年度よりも1,160万3,000円の増となっております。大きな事業として幾つかご紹介をさせていただきますと、来年は何といたっても本番になります。会場設営委託料につきましては864万円ほどになります。これにつきましては、ご承知かもしれませんが、キララホール前の芝生広場に古くから伝わっている菅生の組立舞台を菅生から運搬して、設置して、片づけや、搬出の委託になります。開場の3週間前に建てま

すので、その間の夜間警備などもございます。さらに、芝生席をつくりまして、雨天の心配もあるので、屋根をつけるとか、そういった会場設営に864万円、今ご説明した菅生歌舞伎の設置委託が約300万、そのようなことで27年度についてはこれだけの増額ということになります。

続きまして、その上、文化財保護一般経費のうちの広徳寺山門修復補助金154万4,000円の増です。これにつきましては、広徳寺の山門については市の文化財の指定になっております。境内全体は都文化財の指定になっておりまして、山門の修復については事業費のうち、市の指定も入っておりますので、市が10分の1補助金として出すというルールがございます。したがってその10分の1が154万4,000円ということでございます。

続きまして、5ページの下、05図書館費のうちの2段目、東部図書館運営管理経費、空調設備保守点検業務委託料95万1,000円の増でございます。これにつきましては空調機のフィルターの交換で、3年に1度交換する年が27年度ということで、通常年よりも増額ということでございます。

次のページ、6ページをご覧ください。06郷土館費、07キララホール運営費、08あきる野ルピア運営費については軒並み減額となっております。先ほどご説明したように大きな工事が27年度はなくなりましたので、これだけの減額が出ているということでございます。

そして、その下、05保健体育費、01保健体育総務費の社会体育一般経費でございます。まず、体育施設予約システム構築委託料576万円の増でございます。これにつきましては、体育施設の予約をする際には、現状では秋川体育館やファインプラザの窓口に行って、先着順でとっていただいております。先着順ですから、朝早くから多くの人が出ていたり、いろいろご不満な点が多くありました。こういうやり方を改めようということで、ネット予約をしましょうという内容でございます。ご自宅のパソコンから予約をしていただいて、コンピュータの中で抽せんをして、当たった方についてはメールで通知するというやり方でございます。ただし、料金の支払いについては窓口で支払っていただくこととなります。あと、改正した点は、申請書については予約情報としてご自宅のパソコン画面で印刷をしてもらったもの、それにご自身のサインをいただければ、それを申請書とするなど、手続きの簡素化を図ろうというものでございます。

続きまして、その下、庁用車購入費でございます。これは、スポーツ推進係の車を買いかえるものです。10年以上、10万キロ乗っておりますので、買いかえをしようということでございます。

そして、その欄の一番下です。多摩・島しょスポーツ振興事業経費でございます。小中学生バドミントン教室実行委員会補助金でございます。こちらは、かねてから市長会から宝くじを財源とする助成金の制度がございまして、子ども体験塾といったトップアスリートの方を招いて講習会をやっておりました。26年度は卓球、ソフトテニスをやりました。それと同様に、来年度はバドミントン教室、書いていませんが、柔道教室をという2つの子ども体験塾を実施します。

その下です。ラジオ体操推進実行委員会補助金、これも市長会からの制度を活用して実

施するものです。こちらについては、子ども体験塾と同様の制度のうち、多摩・島しょ我がまち活性化助成事業という新規での制度です。こちらを使ってラジオ体操、テレビで朝早くお兄さんとお姉さんが出てやっていますけど、そういう方に来ていただいて、ラジオ体操の正しい運動の仕方や、そういうことを通して普及を広げていこうと。これについては、あきる野市の特色の一つとして、今後はラジオ体操を普及していこうという事業の一環としてやろうということです。実は今年もやりましたが、来年は、こういうものを入れてやるということでございます。

次のページ、7ページになります。02 体育施設費の五日市ファインプラザ運営管理経費でございます。真ん中のところ、電話交換機設備交換工事194万4,000円、これにつきましては接触不良か何かで電話が通じないときがあると。不安定な形ですので、新年度予算で受話器の交換をするという内容のものです。屋内プール室内排煙窓改修工事162万円につきましては消防点検をしていただいた際に、排煙窓の位置が上につき過ぎているという指摘をいただきまして、改修をするというものです。続きまして、その下、市民プール運営管理経費、屋外流水プール系統ろ過設備交換工事97万2,000円につきましては、ろ過器が経年劣化によるため交換をするものがございます。

続きまして、1つ飛ばして、秋川体育館・中央公民館運営管理経費のうち秋川体育館消火栓系統配水管工事669万6,000円の増、これにつきましては実は漏水が配水管からということがわかりましたので、これを新年度予算で工事をする。現在では、この消火栓系統そのものについては水が入らないように元栓を閉めて、別系統がございますので、そちらで今は対応しているということでございます。

以上、おおよそ100万以上のものについてご説明をいたしました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長（山城清邦君）

詳しいご説明ありがとうございました。

内容多岐にわたりますけれども、ご質問ありましたらどうぞ。

委員（宮田正彦君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

5ページの図書館費、五日市図書館と増戸分室を比べると、予算額では増戸分室の方がわずかに額が大きいかと思えます。増都分室は委託だったと思いましたが、委託することによって経費は下がらないのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

松島館長。

図書館長（松島 満君）

五日市図書館の運営管理経費につきましては、こちらは人件費が含まれておりません。人件費は、一般職人事管理経費の中に含まれておりまして、非常勤職員、嘱託職員の分は五日市図書館に計上してございます。増戸分室の運営管理経費につきましては、業務の委

託ということで、人件費分も全てこちらの経費の中に入っておりますので、そういう意味で割高に感じますが、内訳はそういう形になっております。

委員（宮田正彦君）

わかりました。ありがとうございます。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

補足よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

直営でやっていたときの経費よりも、業務委託後のほうが多少ではありますが人件費の経費節減につながっております。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ほかにご質問ありましたら、どうぞ。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

1 ページ目です。01 教育費、02 事務局費、小規模学校対策事業、スクールバスの運行について、先ほどのご説明の中で道交法の改正というお話がありましたが、詳細はどういったことなのでしょう。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

これにつきましては、平成26年3月末に国土交通省から一般貸し切りバスの運賃料金算出方法に係る新制度、新料金制度が示されたことに伴いまして、バスが大幅に値上がりしたと。新制度はバスのとまっている車庫から、集合場所までの距離や時間を全部算出するようになりましたので、大幅に上がったということでございます。

委員長（山城清邦君）

たしか関越の大きな事故を受けているんですね。

教育総務課長（小林賢司君）

今までも制度はあったんですが、会社判断で安く下げられたんですけど、今度それはまかりならないということで、その制度にのっとってバス会社が料金を算出し直したことで、スクールバスも値上がりしたということです。

委員（丹治 充君）

今までのこのバスについては、2名の乗員で運行されていたんですか。

教育総務課長（小林賢司君）

今までも、1名です。

委員（丹治 充君）

今回2名になりますよね。

教育総務課長（小林賢司君）

いえ、1名です。

あきる野市の場合は、距離が遠くないので、スクールバスにつきましては運転手が1名、市からの運行補助員2名が交代で1名ずつ添乗してスクールバスを運行する形になっています。

委員（丹治 充君）

約170万円の増ということは、延べ回数で考えると結構なものですよね。

教育総務課長（小林賢司君）

はい。午前1回、午後2回、3回往復することになります。

委員（丹治 充君）

単価的には、そんなに大きな値上げでもないということですね。

教育総務課長（小林賢司君）

今までも安かったんですが、多少値上がりしたということです。

委員（丹治 充君）

わかりました。

委員長（山城清邦君）

ほかにございますか。

委員（丹治 充君）

それから、もう一点よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

どうぞ。

委員（丹治 充君）

6ページの体育施設予約システム、これについては全部ネットで対応できるということでしたが、抽せん方法について、電子抽せんになるのか、人為的な操作があるのかどうか。

もう一点、学校関係の使用等については、やはり同様の申し込みになるのか、あるいは優先的に日にちの確保ができるのかどうか、その2点について教えてください。

委員長（山城清邦君）

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

抽せんの件ですが、電子抽せんになります。予約が重なった場合には、電子抽せんになります。

学校や体協等の予約については、今までどおり事前予約などの形で優先的にする形にしています。

以上です。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

補足よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

予約については、例えば2カ月前の月初めということで一般の方対象にやりますが、学校や、公共性の高いものについては1年前に事前に集まってもらって、こまを埋めてもらいます。残ったこまで、こういったネット予約をしていただくと。ですから、そういう意味で課長が従前と変わらないというご説明をしました。

委員（丹治 充君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

体育館の予約システムの件でお聞きします。たとえばファインプラザに関していいますと、今までのやり方では、毎週決まった曜日に使っている団体が翌月、翌々月と優先的に予約を押さえることができていました。そういったものも全部電子抽せんになるということなんでしょうか。

委員長（山城清邦君）

岡野課長。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

優先的に使えている団体というのは。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

定期的にということです。現在の方法では毎週何曜日の何時から何時はここを使っていますという団体は、優先的に翌月分を予約できる形になっていたのですが、今回はそれも変わるのでしょうか。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

はい。電子抽せんになります。予約が重なっているかないかの話で、重なってしまったときは抽せんになるという形です。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

今、使用している団体の方にはその話はもうされて、納得をいただいているのでしょうか。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

まだ今予算の段階なのと、実は補助金が絡みますので3月の中旬にならないとなんとも言えません。宝くじの補助金を、地域活性化センターというところから上限300万円の補助金をいただいて、やっといこうという計画ですが、その補助金が入った話になります。説明会をできたら3回開いて、それからの運用という形になるかと思えます。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

4月1日からということではなく、もう少し先の話しになるのでしょうか。

スポーツ・公民館担当課長（岡野要一君）

はい。ずっと後になります。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

わかりました。ありがとうございます。

委員（丹治 充君）

もう一点よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

学校管理費の関係ですが、管理用コンピュータ経費の説明の際に22台というお話でしたが、これで教職員の充足率は100%になるのでしょうか。

また、2点目ですが、今教職員のパソコンは学校に持ち込まれていると思います。予算から話は離れますが、その辺の情報管理の関係をどのように今考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

委員長（山城清邦君）

小林課長。

教育総務課長（小林賢司君）

まず、教職員のパソコンの関係ですが、小学校は22台、中学校は5台、27年度に予算化をして、4月1日にはもう借り入れを行いまして、予備も含めて全教員にパソコンが行き渡ります。

また、セキュリティポリシーの関係ですが、パソコンが全教員に行き渡ったことから、基本的な事項について調査をしています。今後セキュリティポリシーにつきましても計画的に進めていきたいと考えてございます。

指導担当部長（肝付俊朗君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

肝付部長。

指導担当部長（肝付俊朗君）

セキュリティの関係につきましては、昨日の幹事校長会のほうでもお話をさせていただきました。各学校にそういった規定をきちんと策定するよということ、指導室のほうからも今後指導していきたいと考えております。そういった情報機器の管理については規定をつくっているというところです。

委員（丹治 充君）

よろしいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

そうすると、管理運営規則等の中で今後は検討していくということによろしいんですか。

指導担当部長（肝付俊朗君）

そうですね。

委員（丹治 充君）

お願いします。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかにいかがですか。

私のほうから質問させてください。

4点ありまして、非構造部材の耐震化工事という項目で予算化されていますけども、これは先ほどのお話ですと主に体育館になるのでしょうか。一般教室のつり天井は、どういう日程に上っているのか、それともいないのか。

それから、2点目は、学校訪問しておりますと、飛散防止フィルムが相当白濁していて、おそらく飛散防止能力はないのではないかという窓が随分あるように見受けられます。この辺は計画の中に入っているのでしょうか。

それから、3点目は、水飲栓直結工事も項目に上がっておりますけども、これは市内全校その直結工事を進めていく計画なののでしょうか。

それから、4点目は、所沢が今話題になっていますが、全校に空調設備が完備されてよかったですと思います。このランニングコストについて、当初の見込みと、それからこれでは1年になったと思いますので、ガスや電気が値上がりしていることも含めまして、ランニングコストに関してはどんな状況なののでしょうか。

以上、4点です。

丸山課長。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

それでは、4つあるうちのまず1点目、非構造部材のほうからお話をさせていただきたいと思います。

非構造部材は、東日本大震災の関係で児童生徒の安全を確保する必要があるがございます。この安全を確保するために、先ほど部長のほうからもお話がありましたように天井材や外装材の中で非構造部材の部分、特に、学校のほうでは小中学校の体育館、それから中学校4校にあるクラブハウスの天井材、照明器具、それからバスケットゴール、スピーカー、クライミングロープ等がある学校は該当部分を固定化する耐震工事を行うということでございます。体育館の中でも増戸小には天井がありまして、診断の結果、落下する可能性があるということで、完全に天井を落とすこととなります。それから、クラブハウスには天井がついておりますが、秋多中は古いタイプで天井がついておらず、鉄筋がそのままになっています。そこはやらなくてはならないということで、ほかの学校も整備していくところでございます。

それから、委員長ご指摘の教室の飛散防止フィルムは予算化が難しいということで、28年度以降になろうかというところで、財政状況踏まえながら検討していきます。私どものほうでは、財政への要望はしてございます。

それから、小学校と中学校の水飲栓工事でございますが、老朽化が非常に進んでいまして、漏水が実は非常に多いところでございます。そういったところを考慮しながら、水飲栓は学校のおいしい水モデル事業もございますので、補助金も半分程度もらえますので、ぜひやりたいなというところで計画はしているところでございます。一応目標は全校です。

委員長（山城清邦君）

エアコンのランニングコストはいかがですか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

費用対効果でございますが、当初光熱費につきましては企画と予算の調整をしております。東電から民間のより安い、丸紅など、ほかの業者に切りかえながら、コストダウンを図っているところでございます。そうしましたところ、先ほど部長からもありましたが、学校の電気の使用が最大デマンドで給付カットという形をとっております。そのこと等検証しましたところ、従前の重油式の集中暖房の最大デマンドの値が減少しました。あと、ガス式エアコンになって簡単に使えることで使用量も若干増加しております。重油方式のときは2時間しか使っていなかったんですが、今回は時間が長く使えるようになりました。思った以上に使用が簡単になったため、使用量が若干増えているというところで、検証した結果が増になっているというところでございます。

委員長（山城清邦君）

教室の天井は、非構造部材の改修耐震工事の対象にはならないんですか。

教育施設担当課長（丸山誠司君）

今のところ、その検証につきましては、28年度以降になろうかと思えます。文科省のほうで避難所となる体育館やクラブハウスのつり天井が今は優先になっております。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

それから、もう一点よろしいでしょうか。指定管理の関係ですが、行政でも貸借対照表と、収支計算書を併せたバランスシートをつくったらどうかと課題になっているかと思えます。一般に直営事業ですと、人件費がほかの項目に入ってきますから、運営費が全体どのくらいかかっているのか、結果黒字になっているのか赤字になっているのかというのがなかなかつかみにくいです。指定管理ですと人件費含めた管理経費が会社に渡されますので、全てにかかる費用がはじき出しやすい気がします。一般の役所の財政構造と違いますから、各施設の実際の経費が赤字なのか黒字なのかがつかみやすいんじゃないかという気がします。そういった試算はされているのでしょうか。

山田部長。

生涯学習担当部長（山田雄三君）

お答えになるかわかりませんが、市でも指定管理業者を経費の面やサービスの面を、客観的に把握しなきゃいけないということで、モニタリングという評価方式をとっています。主なものは今ご説明したように経費の点とサービスの点、大きく2つに分けてやっています。おっしゃっていただいたように、指定管理については考え方として例えば市が直営のときの3年間の決算額の平均を出して、その額を渡すから基本的には、光熱水費や固定経費などを指定運営者側でやりくりしてくださいというやり方をしています。何を経費と考えるかについては、利用が増えれば、利用料金制をとっている関係で経費が増えます。自主事業をやっていただくと、それは業者の収益になります。そういうようなことをモニタリングの中で分析して、出していただいています。例えば5年間は、指定管理料は一定

になりますけれども、その中でも黒字になった部分については物で還元してもらおうとか、成績良好なら次の5年間も引き続きやってもらおうということもやっています。その場合は、指定管理料を以前よりも減額した形でやっていただくという形でやっております。ご指摘いただいたバランスシートをきちっとやって、経費分析をしているかという点、まだそのレベルまでは達しておりません。今モニタリングの中で経費を見ながらやっている段階です。今後調査研究をさせていただいて、より細かくやっていきたいと思っております。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。何かそれできないのかなと思ったものですから。私もまたいろいろ勉強させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

ほかにご質問ありますか。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

よろしいでしょうか。

委員長（山城清邦君）

田野倉委員。

委員長職務代理者（田野倉美保君）

非構造部材は、おそらく来年度工事が進むかと思っております。たまたま昨日東秋留小に学校訪問行ったときに、工事をしていたのですが、やはり工事していると学校にも相当の支障がでるんだなと思われました。例えば騒音で授業が聞こえづらいつつとか、工事の時期にしても、特に体育館の工事をする場合には、当然体育館使えなくなりますので、長期休暇中にやるとか、配慮していただくとありがたいかなと思っております。

委員長（山城清邦君）

ほかにごありますか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

8ページの学校給食に関するところで、五日市の給食事業経費、賄い材料費が生徒数の減少によって減っているということでした。新聞などですと、食材の値上がりの影響で、材料費を減らす方向の市があるという記事を見たので、見通しとしてあきる野市はその辺の影響は出てくるのでしょうか。

委員長（山城清邦君）

木下課長。

学校給食課長（木下義彦君）

給食費の改定とも絡む話かなと思っております。給食については栄養価、カロリー等を計算されてやっております。そういう中で、消費税が8%に昨年4月から上がりましたが、あきる野市では給食費は改定してございません。平成22年から改定してはございませんが、来年度は若干、牛乳は仕入れ値等が1円50銭上がる要素があります。それは食材の選定や、入札で対応していくということで、今の段階では量を減らすとか、そういったことはございません。逆にあきる野市の生徒の体力に応じたカロリーはどのぐらいなのかということも栄養教諭や栄養士のほうで専門的に現に分析もしています。栄養価に基づいた給食を提供していくということも検討しております。それによって若干ではありますが、反対に

量が増える可能性もあります。そういったときに、食材の量が不足になる場合には当然改定も考えていかななくてはならないのかなというところでございます。今のところ来年度については改定の予定はございません。

委員（宮田正彦君）

ありがとうございました。

委員長（山城清邦君）

よろしいでしょうか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

質問がないようですので、質疑を終了いたします。

日程第6 議案第11号平成27年度あきる野市教育委員会所管予算について、原案のとおり承認することに異議はございませんか。

《異議なし》

委員長（山城清邦君）

異議なしと認めます。

日程第6 議案第11号平成27年度あきる野市教育委員会所管予算については、原案のとおり承認されました。

それでは、日程第7 報告事項（1）あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正について、報告者は説明をお願いいたします。

松島館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館障害者サービス実施要綱の一部改正についてでございます。障害者サービス実施要綱の中で、第1条「。以下「規則」という。」という文言がございます。こちらにつきましては、以下で規則を引用しておりませんので、削除させていただきました。また、その次の「提供」を「提供等」に改めるというのがございます。こちらは、障害者サービスの内容として資料の提供以外に対面朗読などがございますので、「提供等」ということで文言の整理をさせていただきました。

第5条第2項中の「録音テープ」を「録音機器及び録音媒体」に改めるということがございます。こちらにつきましては、今までカセットテープで対面朗読をして録音したものを持ち帰りたい、後で聞きたいという方にサービスをしておりました。ただ、今カセットテープがほとんど出回っていない状況になってまいりました。また、新たな媒体としてCD-R、DVD-Rですとか、スマートメディア、それからSDカードなど、いろいろな記録媒体がございます。また、録音の装置につきましても各種ございます。場合によっては一体化しているものもございまして、図書館のほうで全ての機器を用意することができません。そのために、録音を求める方に対しまして録音機器とその媒体をお持ちいただき、お持ちいただいた媒体に対面朗読の音声を吹き込んで提供するという形に改めさせていただきました。

第7条第1項中の「録音テープ」につきましては、「視覚障害者用録音資料」に改めてございます。こちらは、図書館の資料の郵送等による貸し出しの項目になります。こちらで

郵送等による貸し出し、登録者1人1回につき10冊、録音テープにあつては図書10冊に相当する巻数という記載がございます。その「録音テープ」の部分の条文中に既に出ている「視覚障害者用録音資料」に改めさせていただくというものです。カセットテープがなくなりまして、各種機器が出ておりますので、それに合わせての改正ということでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

では、本件は報告として承りました。

日程第8 報告事項（2）あきる野市図書館ホームページ広告掲載取扱基準について、報告者は説明をお願いいたします。

松島館長。

図書館長（松島 満君）

あきる野市図書館ホームページ広告掲載取扱基準についてでございます。趣旨として、第1条、あきる野市図書館がインターネット上に公開しております図書館のホームページ、こちらに掲載する広告の取り扱いにつきまして、あきる野市公告掲載取扱要綱に定めたもののほか、必要な項目をこちらのほうで定めるものでございます。

第3条、広告の掲載場所でございます。図書館のホームページのトップページになりまして、トップページ下に枠数5枠を設けました。新たに図書館システムを入れかえた関係で設置できる形になりました。

広告の規格につきましては、第4条で規定をしております。市のホームページと同様でございます。

次のページ、広告の掲載料でございます。第7条、広告の掲載料は、月額3,000円と定めさせていただきました。他市の状況等を勘案しますと、市のホームページの単価からアクセス数の頻出等々で約3分の1に設定されている状況が多数ございました。こちらを勘案しまして、月額3,000円ということで調整させていただいています。

広告の掲載期間につきましては、第8条で規定しております。基本1カ月を単位として掲載をさせていただくと。1回の申請で掲載可能な期間が最長12カ月、1年間の契約ができるということでございます。

なお、こちら平成27年4月1日からの施行となります。準備行為としまして、申し込み及びこれに関し必要なその他の行為は、この基準の施行前においても行うことができるしております。今新たなホームページを立ち上げましたので、そちらのほうでも広告の掲載募集を開始させていただいたところでございます。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

3,000円って意外と安いなという感じがしますね。

質問ですが、第1条にあきる野市広告掲載取扱要綱というのが載っていますね。済みません、私時間なくて事前に見てこなかったんですが、暴対法の排除条項などは入っているのでしょうか。

松島館長。

図書館長（松島 満君）

こちらにつきましては、掲載要綱の第3条の規定の中に、市の広告媒体としての公共性、中立性、その品位を損なうおそれがあるもの、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの、政治活動、宗教活動、選挙活動、意見広告または個人の宣伝に係るもの、消費者金融、債権回収等に関するもの、投機心または射幸心をあおる内容のもの、公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの、前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として市長が適当でないと認めるものを除いて掲載できるというものでございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ご質問はよろしいですか。

《なし》

委員長（山城清邦君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育委員報告です。

教育長からお願いいたします。

教育長（宮林 徹君）

1つ、2月8日の中学生の東京駅伝大会、大変寒い中でしたが、本市の生徒が大変頑張ってくれました。その成績が先生方の机上にあると思いますけれども、大変頑張ってくれたなと思っています。それが1つです。

それから、14日ですが、土曜日の朝9時からキララホールで多摩地区の特別支援学級の子供たちの劇と音楽の会というのがありました。お客さんがいっぱいの中でそれぞれの学校が発表をしてくれたんですが、あきる野の子供たちも舞台上で劇をやりました。私が本当にびっくりしたのは、特別支援学級の子供の劇なのかと思うぐらい中身が感動するもので、これは相当練習したんだなと思います。歌も見事でした。先生方が当日までにどこの学校も相当な練習をしたんだろうなと思って、改めて先生方にお礼を言いたいなという気持ちになりました。そんなことがありました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございます。

ほかの委員さん、いかがですか。この1カ月活動されて、何かこれはということ、ぜひ感想を述べたいということがありましたらどうぞ。

委員（丹治 充君）

いいですか。

委員長（山城清邦君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

今回大分教育長のほうから檄が飛んだのでしょうか。中学生の東京駅伝、とても優秀な成績でしたし、非常に見応えがありました。それで、中学校の校長先生たちも寒い中、指導室含めて皆さん駆けつけていただいている姿を見て、その姿にも感激しました。当日は音楽会と重なっていましたよね。そういった関係で、小学校の先生が出席できなかったと思いますが、小学校から中学生になっての走りっぷりを眺めたときには、相当感激するのではないかなと、そんな感想を持ちました。本当にご苦労さまでございました。

以上です。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

ほかの委員さん、よろしいですか。

私は、2月17日に、教育長もご一緒でしたが、青少年問題協議会がありました。立川児童相談所の所長さんから今のいろんな児童虐待のことについてお話を聞くことができました。かなりシリアスな内容で、我があきる野市も決して例外ではないという話も伺いました。また、折がありましたら、その資料などは提供したいと思っております。

以上です。

それでは、事務局のほうから今後の日程についてご案内お願いします。

教育総務課長（小林賢司君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

2月24日火曜日は、南秋留小学校学校訪問となります。市役所を9時に出発しますので、よろしく願いいたします。なお、今年度の学校訪問、これで全て終了となります。

3月20日金曜日は中学校の卒業式、3月24日火曜日は小学校の卒業式となります。

最後に、次回3月の定例会でございしますが、3月27日金曜日午前10時から505会議室で開催をいたします。

以上でございます。

委員長（山城清邦君）

ありがとうございました。

以上をもちましてあきる野市教育委員会2月定例会を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉会宣言

午後4時07分